(第31号議案)

中野区立公園条例の一部を改正する条例について

1 改正理由

(仮称) 鷺の宮調節池上部多目的広場の開園に伴い、有料施設となる多目的運動場の使 用料を定める。

2 改正内容

別表第3 (第10条関係) に多目的運動場を追加する。

3 その他

多目的運動場の使用料の減免について以下のとおり規則に定める。

- ① 高齢者団体については100分の50減額する。
- ② 少年野球チーム、少年サッカーチーム等については100分の70減額する。

<u> 中野区立公園条例(昭和33年中野区条例第22号)の一部を次のように改正する。</u>	
改正案	現行
第1条~第27条 (略)	第1条~第27条 (略)
附 則 (略)	附 則 (略)
別表第1・別表第2 (略)	別表第1・別表第2 (略)
別表第3 (第10条関係)	別表第3 (第10条関係)
有料施設の使用料	有料施設の使用料

有料施設の個	更用料

種別	単位	金額
学習室	1回(4時間 以内)	500円
多目的運動場	1回(2時間 以内)	6,500円

別表第4·別表第5 (略)

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年6月13日から施行す <u>る。ただし、次項の規定は、公布</u>の日から施行する。 (準備行為)
- 2 改正後の別表第3に規定する多目的運動場の使 用に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施 行前においても行うことができる。

別表第4・別表第5 (略)

単位

1回(4時間

以内)

金額

500円

種別

学習室